

令和7年度加古川市24時間対応在宅介護サービス参入促進事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、令和7年度加古川市24時間対応在宅介護サービス参入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1から別表第5までに掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第4条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助事業名		定期巡回サービス事業者参入促進事業（人件費補助）							
補助金の種類	性質	事業費補助							
	目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回）に新たに参入する事業者（ただし、令和6年度に交付決定した事業者に限る）を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、事業者の参入障壁となっている人件費の一部を補助することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。							
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回に新たに参入する事業者							
	対象となる経費	定期巡回に必要な令和7年度分人件費（報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等） 事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額							
補助金の補助率又は額	補助率	定額							
	補助金の額	<p>ア 補助対象事業所ごとに補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額を選定する（選定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。</p> <p>イ ただし、アで選定した額と当該補助対象事業所に対する前年度補助額を合算した額が補助基準額を上回る場合は、補助基準額から前年度補助額を控除した額を上限とする。（ただし、予算の範囲内とする。）</p> <p>[補助基準額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業所の場合（オペレーター専任）</td> <td>11,448千円</td> </tr> <tr> <td>特養・老健併設の場合（オペレーター兼務）</td> <td>10,494千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合</td> <td>5,724千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	単独事業所の場合（オペレーター専任）	11,448千円	特養・老健併設の場合（オペレーター兼務）	10,494千円	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合
区分	金額								
単独事業所の場合（オペレーター専任）	11,448千円								
特養・老健併設の場合（オペレーター兼務）	10,494千円								
サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合	5,724千円								
その他の事項		補助事業者は、サービスの指定を受けてから指定の更新を受けるまでの間に当該事業を廃止した（取消を受けた）場合、指定更新までの残存期間に応じて補助金を返還しなければならない。							

別表第2（第2条関係）

補助事業名		定期巡回サービス事業者参入促進事業（賃借料補助）
補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回）に新たに参入する事業者（ただし、令和4年度から6年度までに交付決定した事業者に限る）を対象に、賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を支援することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回に新たに参入する事業者であって、賃貸により事業所を開設する事業者
	対象となる経費	定期巡回事業所の開設に必要な事務所に係る令和7年度分賃借料（ただし、定期巡回に必要な部分に限る。）
補助金の補助率又は額	補助率	2/3
	補助金の額	補助基準額は、補助対象経費に2/3を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、補助期間は、補助対象事業所の開設から3年間（36ヶ月分）を限度とし、当該期間内における1事業所当たりの補助基準額は、2,520千円を上限とする。（ただし、予算の範囲内とする。）
その他の事項		補助事業者は、サービスの指定を受けてから指定の更新を受けるまでの間に当該事業を廃止した（取消を受けた）場合、指定更新までの残存期間に応じて補助金を返還しなければならない。

別表第3（第2条関係）

補助事業名		24時間対応在宅介護サービス参入促進事業（人件費補助）					
補助金の種類	性質	事業費補助					
	目的	24時間対応の在宅介護サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回）及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、看多機）に新たに参入（サテライトオフィスを開設する場合を含む）する事業者を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、事業者の参入障壁となっている人件費の一部を補助することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。					
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回及び看多機に新たに参入する事業者					
	対象となる経費	定期巡回及び看多機に必要な令和7年度分人件費（報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等）及び提携事業所業務委託費 事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、支出した人件費等から定期巡回及び看多機に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額					
補助金の補助率又は額	補助率	1/2					
	補助金の額	<p>ア 補助対象事業所ごとに補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に 1/2 を乗じて得た額を算出する（算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。</p> <p>イ ただし、アで算出した額と当該補助対象事業所に対する前年度補助額を合算した額が補助上限額（補助基準額に 1/2 を乗じて得た額とする。）を上回る場合は、補助上限額から前年度補助額を控除した額を上限とする。（ただし、予算の範囲内とする。）</p> <p>[補助基準額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業所等の場合</td> <td>7,350 千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合</td> <td>3,675 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準額	単独事業所等の場合	7,350 千円	サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合
区分	基準額						
単独事業所等の場合	7,350 千円						
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	3,675 千円						
その他の事項		補助事業者は、サービスの指定を受けてから指定の更新を受けるまでの間に当該事業を廃止した（取消を受けた）場合、指定更新までの残存期間に応じて補助金を返還しなければならない。					

別表第4（第2条関係）

補助事業名		24時間対応在宅介護サービス参入促進事業（賃借料補助）
補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	24時間対応の在宅介護サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回）及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、看多機）に新たに参入（サテライトオフィスを開設する場合を含む）する事業者を対象に、賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を支援することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回及び看多機に新たに参入する事業者であって、賃貸により事業所を開設する事業者
	対象となる経費	定期巡回及び看多機の開設に必要な事務所及びサテライトオフィスに係る令和7年度分賃借料（ただし、定期巡回又は看多機に必要な部分に限る。）
補助金の補助率又は額	補助率	1/2
	補助金の額	補助基準額は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額とする（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、補助期間は、補助対象事業所の開設から1年間（12ヶ月分）を限度とし、当該期間内における1事業所当たりの補助基準額は、750千円を上限とする。（ただし、予算の範囲内とする。）
その他の事項		補助事業者は、サービスの指定を受けてから指定の更新を受けるまでの間に当該事業を廃止した（取消を受けた）場合、指定更新までの残存期間に応じて補助金を返還しなければならない。

別表5 (第2条関係)

補助事業名		24時間対応在宅介護サービス参入促進事業(単価差補助)																																	
補助金の種類	性質	事業費補助																																	
	目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下、定期巡回)の訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の差額の一定額を補助することにより、訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護サービスの訪問回数が多い対象者の利用拡大を図る。																																	
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内の定期巡回事業所と連携して訪問看護サービスを提供する訪問看護事業所又は加古川市内の一体型の定期巡回事業所																																	
	対象となる経費	定期巡回の訪問看護と、単独の訪問看護との介護報酬の単価差の是正を図るための経費																																	
補助金の補助率又は額	補助率	ア サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム併設事業者の場合 : 1/8 イ 上記以外の場合 : 1/4																																	
	補助金の額	<p>対象事業所が要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、以下の補助単価に利用者数及び利用月数を乗じた一定額に補助率を乗じて得た額を交付額とする(ただし、予算の範囲内とする。)</p> <p>※利用者は加古川市の被保険者であること。 [補助単価]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">要介護3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">補助単価</td> <td>訪問回数 4回</td> <td>3,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 5回</td> <td>11,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 6回以上</td> <td>19,000円/月・人</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">要介護4</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助単価</td> <td>訪問回数 4回</td> <td>3,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 5回</td> <td>11,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 6回</td> <td>19,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 7回以上</td> <td>27,000円/月・人</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">要介護5</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助単価</td> <td>訪問回数 5回</td> <td>3,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 6回</td> <td>11,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 7回</td> <td>19,000円/月・人</td> </tr> <tr> <td>訪問回数 8回以上</td> <td>28,000円/月・人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要介護3		補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人	訪問回数 5回	11,000円/月・人	訪問回数 6回以上	19,000円/月・人	区分	要介護4		補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人	訪問回数 5回	11,000円/月・人	訪問回数 6回	19,000円/月・人	訪問回数 7回以上	27,000円/月・人	区分	要介護5		補助単価	訪問回数 5回	3,000円/月・人	訪問回数 6回	11,000円/月・人	訪問回数 7回	19,000円/月・人	訪問回数 8回以上
区分	要介護3																																		
補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 5回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回以上	19,000円/月・人																																	
区分	要介護4																																		
補助単価	訪問回数 4回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 5回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回	19,000円/月・人																																	
	訪問回数 7回以上	27,000円/月・人																																	
区分	要介護5																																		
補助単価	訪問回数 5回	3,000円/月・人																																	
	訪問回数 6回	11,000円/月・人																																	
	訪問回数 7回	19,000円/月・人																																	
	訪問回数 8回以上	28,000円/月・人																																	

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

印

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添付資料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他 (補助金返還相当額が分かる資料)	